

マスコミ文化情報

労組会議

2023 10.17

編集発行: MIC-UNIONS
日本マスコミ文化情報労組会議

JAPAN CONGRESS OF MASS MEDIA
INFORMATION & CULTURE WORKER'S UNIONS

新聞労連、民放労連、出版労連、全印総連
映演共闘、映演労連、広告労協、音楽ユニオン、電算労

〒113-0033 東京都文京区本郷4-37-18
いろは本郷ビル2階 電話: 03-3816-2988
FAX: 03-3816-2993 アドレス: mic-un@union-net.or.jp

労働者の権利を守り、持続可能な産業に 第62回MIC定期総会

2023年9月30日、東京・港区立産業振興センターで第62回MIC定期総会が開催され、単産代表と地方MIC代表者、争議団ら50名が参加しました（オンライン参加を含む）。

コロナ禍で労組の繋がりが弱まった影響もあり、今総会では各単産・単組から「組織課題が大きな課題となっている」との報告が続きました。また「労働運動だけでなく産業自体の担い手が育っていない」という報告もありました。

石川MIC議長は主催者あいさつでも「人への投資を怠り続けると、平和や言論の自由を支える担い手がいなくなる」と警鐘を鳴らしました。新聞労連の岩楯前書記長からは、新聞産業での離職者の増加問題に対するアンケート結果から「将来不安、旧態依然の業界慣習、ハラスメント体質が離職の起因」という報告もありました。

民放労連の岸田委員長からは、ともに女性が当該でハラスメントの課題を含む「よみうりテレビサービス事件」「国会議員公設秘書による報道記者への性暴力事件国賠訴訟」への支援の訴えがありました。映演労連の梯書記長もジャーナリズム問題などに関して「問題は企業側の責任だけではなく、一緒に働いてきた自分たちも総括すべき事態」と言及しました。

今こそ、マスコミ産業を持続可能な産業に構造転換するためには、労働組合が賃金や労働時間の問題とともに「ハラスメントのない職場の実現」「ジェンダー平等な産業への転換」への取り組みが求められています。

またフリーランスの課題では、映演共闘の緒方事務局長から「受注する側は常に弱い、音楽ユニオンが演奏料の改定に取り組んできた歴史に学ぶべき」との提起もありました。

二玄社争議、JAL争議、よみうりテレビサービス事件、国会議員公設秘書による性暴力事件国賠訴訟からは争議支援の訴えがありました。争議報告を受け、MIC内はもちろん共闘関係にあるすべての闘う仲間の争議を支援し、すべての争議解決まで支えていくことを確かめ合い、総会宣言を採択して閉会しました。

新役員決まる

第61期日本マスコミ文化情報労組会議役員

(2023年9月30日～2024年9月28日)

議長	石川 昌義 (新聞労連)
副議長	坂田 光正 (全印総連)
〃	岸田 花子 (民放労連)
〃	川辺 一雅 (出版労連)
〃	中村 友明 (映演共闘)
〃	瀧 悠介 (広告労協)
〃	土屋 学 (音楽ユニオン)
事務局長	柳澤 孝史 (全印総連)
事務局次長	加藤 健 (新聞労連)
〃	岩崎 貞明 (民放労連)
〃	住田 治人 (出版労連)
〃	緒方 承武 (映演共闘)
〃	選出 中 (映演労連)
〃	府川 隼弥 (広告労協)
〃	佐藤 裕司 (音楽ユニオン)
〃	桑波田 泰照 (電算労)
〃	山下 一行 (MIC事務局)
幹事	上田 敬 (新聞労連)
〃	小澤 晴美 (全印総連)
〃	脇山 恵 (民放労連)
〃	小森 浩二 (出版労連)
〃	北 健一 (出版労連)
〃	選出 中 (映演労連)
〃	青谷 充子 (音楽ユニオン)
〃	高橋 正樹 (音楽ユニオン)
〃	大室 直樹 (音楽ユニオン)
〃	弘中 哲次郎 (音楽ユニオン)
〃	畠山 仁嗣 (電算労)
会計監査	小番 孝也 (電算労)
〃	大塚 涼 (全印総連)

主催者挨拶

MIC議長
(新聞労連本部)

石川 昌義



MIC議長に就任し、この総会で1年になります。長く続いた新型コロナウイルス禍もようやく落ち着き、日常が戻ってきた感があります。リアルとオンラインのそれぞれで活発な意見交換があって、活動のいい知恵もどんどん出てきています。これからの1年、どんな活動をしていこうかという活発な議論を期待しています。

MICを構成するのは労働組合であり、労働運動が活動の柱になります。労働組合を支え、運動の主体になるのは、一人一人の仲間であることは言うまでもありません。MICが長年取り組んできた平和を守る運動、言論の自由を守る運動の担い手は、一人一人の労働者です。その一人一人の働く環境が危機にさらされています。

インフレが進み、税金や社会保険料の負担も増える中、マスコミ産業の賃上げの動きは人手不足の解消に躍起な他産業に比べて鈍く、危機感も薄いです。賃上げを渋り続け、人への投資を怠り続けると、平和や言論の自由を支える担い手がなくなってしまいます。

ハラスメントのない職場やジェンダー平等など私たちの働く場での課題解決に取り組み、労働条件をよくしていく中で、平和や言論の自由を支える仕事が面白いと思ってくれる仲間を増やしていきましょう。

地方代表者会議報告

民放労連書記次長
(民放労連本部)

岩崎 貞明



会議には沖縄・長崎・福岡・広島・関西・宮城の地方代表者が参加しました。沖縄は、一時は存続の危機に見舞われましたが、小規模単組を中心に協議会継続の要望が出されて、運営方法を改めるなどして活動を再開しています。今年2月には「ヘイトティーチン」を開催し、来年2月に自分たちの報道のあり方を見つめ直す「報道ティーチン」を準備中です。

長崎は8月に被爆証言の継承をテーマにMIC長崎フォーラムを開催し、長崎市原爆資料館の加害展示の継続を求める要請を市民団体と共同で行いました。長崎市も「加害展示を減らす意思はない」と発言しています。関西は、コロナ禍が明け、さまざまな取り組みが復活し、民放労連のよみうりテレビサービス争議の裁判を支援しています。福岡・広島・宮城でも、傘下の加盟組織間で意見交換を行っています。

MICでは、次年度予算で地方MIC対策費を、増額して編成しています。オンラインのよい面も活かしながら、地方での取り組みへの支援・協力を強化していきます。コロナ禍を経て、今までと違う角度から取り組むことで、新しい可能性が感じられる会議となりました。

地方MIC報告

沖縄マスコミ労協議長
(沖縄タイムス労組)

西里 大輝



沖縄マスコミ労協は、加盟する各単組が組合員数の減少や予算的課題を抱える中、コロナ禍も追い打ちをかけ、組合にとって大切な団結の機会も創出できず、組織瓦解の危機に直面しました。規模の大きな単組の脱退もあり、組織の「継続、解散」を議論する再建協議を経て、昨年再スタートを切りました。

その中でも今年2月に、沖縄タイムス編集委員の阿部岳さんとフォトジャーナリストの安田菜津紀さんを招いて反ヘイトティーチンを開催しました。反戦平和とジャーナリズムにとって「ヘイトと差別」は切り離すことのできない問題だと再確認し、情報共有できました。

5月には、4年ぶりに「5・15平和行進」も再開しました。新聞労連をはじめ民放労連も含め全国からメディア関係者にご参加いただき、恒久平和の思いを深め合うことができました。

沖縄は唯一、地上戦があった場所で、反戦平和の思いは非常に強いです。しかし、今の沖縄では南西諸島の軍事強化、辺野古問題と見過ごせない課題があります。その中でも沖縄のメディアは「おかしい」と思うことにはしっかりと声を上げて、報道しています。

その集合体が沖縄マスコミ労協ですので、これから再度、結集力を高め「反戦平和の問題」「メディアで働く私たちの労働問題」に対し活動していければと思います。再建から2期目で、まず今期は足元を固めていく1年になると思っています。思いを一つにして、この1年は、組織として一人歩きできる体制まで持っていきたいと思っています。今回の再建には、MICの支援の力が大きかったです。引き続き支援をお願いしたいと思います。

地方MIC報告

長崎マス共副議長
(長崎ビジョン労組)

田中 隆



長崎マス共は、新聞+民放の5労組で構成されています。議長は現在KTNテレビ長崎労組から選出され、活動の中心は長崎フォーラム開催であり、今年の長崎フォーラムは台風の襲来にもかわらず開催され成功裏に終わりました。

フォーラムは被爆者の声を聞き、被爆者の体験を共有する貴重な機会でした。語り手は被爆者の田中安次郎さん、聞き手は長崎大学核兵器廃絶研究センター(RECNA)で特任研究員を務める林田光弘さんでした。林田さんの解説を通じて、被爆の記憶を次世代に伝えることの重要性が再確認されました。また、若い世代の交流証言者にも登壇していただき、次世代への継承が進んでいることを学びました。

さらに、長崎マス共は1991年の雲仙普賢岳で

の大火碎流の犠牲者を追悼し、MICの支援も受け慰霊碑を建立し清掃活動を行っています。

また、市民と連携して、長崎原爆資料館の加害展示の保存を求める活動を行い、長崎市に対して口頭と書面で申し入れを行いました。

長崎市への申し入れに地元マスメディアも注目して報道し、長崎市は「加害展示を削減する意向はない」と明言しました。市民の力と加害展示の保存願望が認識されましたが、将来的にも加害展示の問題に取り組む予定です。

単産報告

民放労連委員長
(フジテレビ労組)

岸田 花子



民放労連は、よみうりテレビサービス事件、国会議員公設秘書による報道記者への性暴力事件国賠訴訟の支援に力を入れたいと思っています。ともに原告が女性で「雇用の維持」「ハラスメント」などの大事な課題を含む訴訟です。皆さんのご支援をお願いいたします。

取材現場での女性へのハラスメントは本当に深刻な問題であり、国民の知る権利の侵害でもあります。またジャーナリスト喜多川氏による性加害に関しても民放労連は声明を検討しています。

民放労連では「女性のつどい」を11月11日午後から都内で開催し、脚本家の北川悦吏子さんの基調講演、テレビ朝日「女性議員が増えない国で」のドキュメンタリー制作チームとテレ東社員×漫画家の真船佳奈さんのお話という内容で広くMIC内で参加を呼びかけていきます。

民放労連では民放の意思決定者に占める女性の割合調査を毎年行っています。在京と在阪のキー局でのコンテツ制作に関わる部署の局長に女性がいないかを調査してきましたが、今まで見事に0でした。最新の数字でも意思決定者に女性が極端に少ないことは変わりませんが、今年是在京キー局に女性報道局長が誕生しました。

また今年からある一定の規模以上の企業に男女間賃金格差の公開というものが義務付けられました。私の所属するテレビ局で発表された男女の賃金格差は男性を100に対し女性の賃金が76.5でした。改めて組織的な調査の必要性和数字の大切さを痛感しました。

単産報告

新聞労連前書記長
(時事通信労組)

岩楯 達弥



新聞労連では若手と中堅も含め離職が増加し、大きな課題になっています。そこで今年に入り離職に関するアンケートを行いました。回答数は1,021人。そのうち4割が辞めたいと回答。将来不安に加え、旧態依然の業界慣習、ハラスメント体質も辞める起因になっており、新聞労連としても引き続き最大の課題として取り組ん

でいきたいと思っています。

埼玉新聞労組の残業代未払い訴訟は、地裁で勝訴しましたが、会社が控訴したので東京高裁で引き続き係争中です。東京新聞労組の年間3,000円の錬成費手当のカットという不利益変更、労働契約法違反でも地裁と都労委で係争していました。東京地裁判決は「会社が労働条件であるとの認識、規範意識を持っていなかった」という判断で不当判決が出ましたが、高裁に控訴し、都労委でも支配介入で係争中です。

三つ目の争議は神奈川新聞の石橋記者へのスラップ訴訟ですが、地裁判決は新聞記事に関して名誉毀損はないが、石橋記者が取材中の言葉が名誉毀損であるという不当なものでした。高裁では、記者の逆転勝利判決が出ました。

米BuzzFeedがニュース部門を廃止との情報を得て、日本のBuzzFeed本社前で急きょ労働相談のビラを配りました。すでにBuzzFeed Japanに労働組合があり、上部団体を検討しており、新聞労連の加盟決議を受け、先日の大会で初のネットメディアからの加盟となりました。

新聞労連中央執行委員会内のクォーター制度導入の取り組みですが、今年で5年目になり活動の幅も広がりました。特別中執からの発案で「ジェンダー表現ガイドブック」を発刊しましたが、すでに第4刷となり、注目を集め続けています。今年黄色の表紙に「ハラスメント・ハンドブック」を作成し、新聞労連のHPにもアップするのでご覧ください。

単産報告

全印総連委員長
(全印総連本部)

柳澤 孝史



印刷業ではこの1年以上、紙の価格の値上げが続いています。今年1月からでは約4割上がっています。紙や資材の値上げ分はお客様に受け入れていただけているのですが、人件費など付加価値部分は乗せられず各企業で収益が圧迫という状況です。今年の春闘は例年に比べ上向きの回答がある一方、苦しい企業もあり、現在、希望退職を募っている企業では、2回、呼びかけて応募がないという報告もあります。

今年2月、職場の過半数を組織して、東京地連に加盟した国際マイクロ写真工業社労組ですが、親族間で社長が交代し、その経過のなかでもめたのが結成のきっかけです。組合結成前のいきさつを理由に今も団体交渉に応じていません。逆に今年6月には、従業員有志が経営業務を妨害していると、経営者から仮処分の申し立てがされました。東京法律に対応いただき、昨日、東京地裁から会社の申し立てを却下する決定が出ました。今後、労働組合として必要な行動を取っていくとき、ご支援をお願いすることもあろうかと思っています。

全印総連は今年70周年です。パーティーのほか、来年1月の春闘討論集会に有名なゲストを呼ぶことなどを企画しています。周年行事にはMICの皆さんにもご案内していきます。

単産報告

出版労連書記長
(実教出版労組)



小森 浩二

昨年の秋季・年末闘争では「物価高に対応する緊急特別要求」を年末一時金とは別に要求することを提起しました。23 秋季・年末闘争では、昨年の緊急特別要求は提起せず、23 春闘の結果～物価高の水準に追いついていない～も踏まえた要求討議を呼びかけています。

出版労連加盟の多くの単組では「執行委員のなり手がいない」「組合活動の継承ができていない」など組合の維持・運営に悩みを抱えています。この状況を放置しておく、いずれ出版労連の活動にも影響が出かねません。

9月15日に行った23秋季・年末闘争の討論集会では、過去に出版労連に加盟していた単組が「出版労連を脱退したのち、どのような状況になったか」を当該単組の元組合員の方から語ってもらい「明日は我が身かもしれない」との危機感を参加者で共有できました。労働組合の大事さを継続的に訴え、どうすれば労働組合を維持・継承していけるのか。そのことについては「加盟単組と一緒に考えていく」「知恵を出し合っていきたい」と考えています。

出版労連内の桐原書店争議・二玄社争議については、それぞれ「特異な経営体質」「経営の不在」がネックになっており、なかなか打開策を見出せません。都労委や裁判での係争に加えて、経営を包囲していく取り組みを粘り強く行っていきますので、引き続きMICの皆さんにもご支援をお願いいたします。

単産報告

映演共闘事務局長
(映演共闘本部)



緒方 承武

MIC フリーランス連絡会では現在の労働法制の枠組みだけでは解決できない課題も議論しています。番組制作や演劇やイベントの経費削減の影響で、舞台美術関連企業への発注金額は低く抑えられてきました。この問題は、労働者の権利の問題だけでなく、公取委の管轄の「発注者の優越的地位濫用」の問題でもあります。

フリーランスは、仕事を受注する側として常に弱い立場にあります。今こそ音楽ユニオンが日本レコード協会や放送局(NHK、民放キイ5社)と交渉して、毎年演奏料の改定に取り組んできた歴史に学ぶべきです。

フリーランス新法の国会審議では、出版ネットの杉村さんが参考人発言し、労働者性に関する基準見直し考えるきっかけとなりました。

また映演共闘は、民放労連と共にテレビ局を監督する三田労働基準監督署に要請行動を行っており、この要請行動では違法な労使関係が多数存在することを明らかにしてきました。

さまざまなMICの取り組みは、小規模な労働

組合にも影響を与え、行動を起こすきっかけとなりました。いまこそ労働委員会でも経営側に労働組合の存在を認知させ、不誠実団交をなくす努力が必要です。

ワーナー・ブラザーズ争議では、次の就職に向けての推薦状の問題で交渉を継続しています。欧米では再就職に向けて、職能を証明するための推薦レターを出すことは普通のことなので、日本の企業にも浸透させたいと思います。

単産報告

映演労連書記長
(松竹映画労組)



梯 俊明

23春闘は例年になく賃上げ要求の高まりがあり、今年の春闘では久々に独自ストライキに臨む単組が登場したり、組合結成以来、初めて春闘に臨む組合が現れるなど特徴的な取り組みも生まれ、23春闘回答はコロナ禍直前の2019年に迫る結果が得られました。しかし、それでも物価の上昇には全く追いついていません。この点では、話題になったハリウッドの脚本家組合や俳優組合の5カ月を超えるストライキで要求獲得を目指す状況とは大きく異なります。

ハリウッドとの違いは期間だけでなく、俳優などフリーの方がスト参加できていない状況も違います。ハリウッドと同じ取り組みは難しいかも知れませんが、フリーの方も含めて社会的なアピールのできるストライキのあり方を映演労連としても模索したいと思います。

次に、映演労連ではMICが提唱するハラスメント根絶宣言の社長名による公表を毎春闘で求めてきました。今春闘で初めて日活が社長名でハラスメント根絶宣言を発表しましたが、これはゴールではありません。ジャニーズ問題や市川猿之助の事件などハラスメントの問題は深刻です。これらの問題は企業側の責任だけではなく、一緒に働いてきた私たちも総括すべき事態だと思います。再発の防止に向けて何をなすべきか、映演労連としても考えてMICと一緒に行動に移すような、そういう労働組合でありたいと考えます。これからの1年間、皆さんとともに頑張りたいと思います。

単産報告

日本音楽家ユニオン
事務局長



佐藤 裕司

23春闘はNHKから有額回答がありましたが、円安の影響や物価高もあり、楽器のメンテナンスや購入が困難になるなど、音楽家の活動にさまざまな影響が出ています。このまま音楽業界全体に厳しい状況が続けば、文化そのものの衰退に繋がる懸念もあり、次世代の音楽家の育成にも悪影響を及ぼしかねない事から、次期春闘の取り組みも重要になると考えています。

コロナ後の活動としては、脆弱な環境に置か

れているフリーランスに対する新しい社会保障制度の実現を目指しています。オーケストラなどは、公益社団法人である場合が多いですが、剰余が生じた場合に公益サービス提供の拡充を優先させるという法律があり、内部留保することが難しいという課題がありました。

中長期的なスパンで考えると、継続的な経営の安定・サービス提供のためにある程度の内部留保を認める、公益社団法人に関する法改正を引き続き政府に要請していきたいと思えます。

音楽ユニオンが加盟しているFIM（国際音楽家連盟）との連携も深め、音楽家のさらなる地位向上を目指しています。インボイス制度に対しては、広範な組織と協力し反対し、4月に音楽ユニオンとしての声明を発出しました。

また、AIについて、新たな文化創造の可能性と影響、権利保護などの観点から対応を進めます。音楽ユニオンは今年10月30日で結成40周年を迎えます。これまでのMICのご協力やさまざまな争議支援などに深く感謝いたします。

単産報告

電算労事務局長
(電算労本部)

桑波田泰照



電算労はコンピュータ業界の労働者で構成されている労働組合です。春闘や夏季一時金の結果について会社との交渉が続いている分会もあり、最終的な数字は変動する可能性があります。今後コロナ禍の終息に向け物価上昇に見合う賃上げを勝ち取りたいと思えます。

今期は大きな単組の脱退もあり、組織課題が浮かび上がってきました。今回の単組脱退を見直しのきっかけとして、活動の見直し、組織の結束強化に繋がりたいと思えます。

またIT業界にもフリーランスで働く労働者があり、インボイス制度の影響は大きく、電算労も4月に財務省にインボイス制度反対の要請を行うなど、導入反対の活動をしてきました。

東京都の水道局のシステム業務を請け負っているTW分会が都労委で係争しています。2019年にも都労委で和解したのですが、二つの会社が合併して、就業規則と労働条件をすり合わせて統一する必要がありました。しかし、会社側の不誠実な対応は変わらず、再度の都労委係争もすでに結審し、来年2月頃の都労委の命令が待たれています。

IT技術の動向として注目されるAIが一般に普及し始めました。AIは膨大な過去のデータの蓄積から文章、画像、音楽などを生成する能力を持つ有用なツールであり、ソフトウェア開発などに活用されています。

同時に、AIを利用したサービスも増えてきています。クリエイティブな活用が今後も期待されていますが、その一方でプライバシーの問題や著作権に関わる注意も指摘されています。AIが生成するコンテンツを精査し、誤った情報や不適切な内容を防ぐ必要があります。便利なツールである一方、悪用することもできてしまうため、利用する人のモラルが問われます。

報告

MIC女性連絡会
(全印総連本部)

小澤 晴美



2018年以来5年ぶりとなるセクハラアンケートを23年7月1日～8月27日までの間で実施し、女性431人、男性590人、その他6人の1,027人から回答を得ました。

女性の33%・男性の5%の178人がセクハラを受けていると回答があり、多くの職種で「結婚しないの?」「子供生まないの?」などの自己決定権に関わること、容姿や年齢、身体的な特徴、必要もないのに身体的接触をされた、仕事と関係のない食事やデートなどへの執拗な誘いなどを受けていました。

前回の調査からMICでは「ハラスメント根絶統一要求書」や「根絶宣言」などを会社に要求する取り組みにつながりました。国連ではILO190条約「仕事の世界におけるハラスメント除去」が成立し、日本国内では不十分ながらも「経営者にハラスメント防止措置」を義務化させるところまでできました。

今回の結果でも被害後の対応に関し「相談した」「相談したら適切な対応をされた」という回答も一定ありましたが、深刻な被害の存在や年数を経ても被害者が悩み、苦しんでいる現実も明らかになりました。『ハラスメントは人権侵害である』という認識を国内に広め、日本政府に包括的な「ハラスメント禁止法」を作らせ、ILO190条約を批准させる必要があります。

今後もハラスメントのない安心して働ける職場づくりに向けた取り組みを続けると共に、交流会、学習会を再開し、積極的に活動を展開していきたいと考えています。

争議報告

二玄社争議
(出版労連)

大島 直樹



3回目の都労委和解後の22年の秋年末闘争、23春闘も社長は労働組合に対し不誠実な対応に終始しています。業務に関しても業界の常識に外れた指示を組合員に出し続け、読者や書店にご迷惑をかけている状況です。

会社の経営も存続に関わる危機的な状態となっています。また昨年5月に発生した山田組合員の不当解雇事件につきましては現在、東京地裁での係争と、都労委への救済申し立てでの係争が続いております。我々争議団としては何としてもこの不当解雇の撤回、原職復帰を勝ち取りたいと思っておりますが、常に争議という状態が続いています。

1日でも早く争議に終止符を打ちたいと思っております。11月29日の山田組合員の不当解雇撤回裁判の証人尋問に「経営の不在」を引き起こしている社長も登場します。今後とも傍聴支援のほどよろしくお願いたします。

争議報告

二玄社争議 (出版労連)

山田 一英



昨年5月31日に突然社長に呼び出され解雇され、東京地裁で係争していますが、都労委は、裁判の成り行きを見守るということで中断していましたが、裁判は被告が話を進めようとしません。都労委も再開したので、裁判と都労委の両輪でやっていきたいと思っております。傍聴支援をよろしくお願ひします。

争議報告

JAL被解雇者 労働組合委員長

山口 宏弥



2020年12月1日、参院厚労委員会での田村厚労大臣の「労働委員会でいろいろ解決の方法がある」という発言を踏まえ、JALと国交省に対し都労委に救済を申し立てて「命令」と「和解」の両方を睨んで争議解決を図っています。

2010年にJALの管財人らが争議権の確立を妨害したとして、労組側が都労委に救済を申し立てました。都労委ではJALに対し「労働組合への支配介入にあたる」という命令を出しました。JALは「命令取り消し」の行政訴訟を起こしましたが、2016年9月には最高裁で「団結権侵害」と断罪された経緯があります。

昨年4月の知床遊覧船事故では事故の背景にはベテラン4人の船員を雇い止めにした問題がありました。輸送の安全の要は「知識、技術、経験、チームワーク」で、ベテランの解雇は安全軽視という教訓を世間に再認識させました。

ジャニーズ事務所の性加害問題では、JALは、いち早く「解決するまで新たな契約をしない」と発表しました。その理由に「人権問題」を上げ、「JALグループ人権方針」に反すると発表しました。

JALの人権方針は、人種、性別、年齢、国籍などの差別を禁止、あらゆる人々の人権を尊重するとしています。しかし、年齢を基準に機長55歳、副操縦士48歳、客室乗務員53歳以上、病欠者までも解雇した行為自体が「人権侵害」です。JALは内と外を使い分けています。私たちはJALの行った不当な解雇を「人権」の点からも訴え、勝利に結び付けたいと思ひます。

争議報告

JAL被解雇者 労働組合

小栗 純子



12月22日の午後6時半から天王洲アイルにある日本航空本社前に1,000名の皆さんに集まっていた大集会を企画しています。

都労委で争議解決したい、という私たちの熱

意を本社にぶっつけ、皆様にも後押ししていただきぜひ成功させたいと思ひます。1,000名規模の行動は初めての試みです。簡単な数字ではありません。これから個別にお願いに参りますので宜しくお願ひ致します。

争議報告

よみうりテレビサービス事件 (民放労連近畿地区労働組合)

吉澤 弘



よみうりテレビサービス争議に民放労連だけでなくMIC各単産からの傍聴支援をいただき、ありがとうございます。会社側は、解雇理由の正当性よりも個人の健康問題などを強調していて、本来の解雇そのものの不当性を意図的に避けています。今後は、裁判所に向けて「よみうりテレビサービスによる不当な『みせしめ解雇』大阪地裁に公正な判決を求める署名(個人署名・団体署名)」に取り組んでいきます。11月末に締め切り集約し、12月の裁判所の審問の日に提出したいと考えておりますので、ぜひ皆様の団体に協力をよろしくお願ひいたします。

争議報告

よみうりテレビサービス事件 (民放労連近畿地区労働組合)

争議当該

2020年の2月によみうりテレビサービスをロックアウト解雇され、さらに取締役が私を「脅迫罪」で刑事告訴しました。会社側の常軌を逸した対応に対して地位確認と損害賠償を求め提訴しました。いま、私が闘っているのも皆様のご支援のおかげです。

会社は私をロックアウト解雇したうえで同僚らとの私的なメールやLINEの内容など徹底的にあら捜しを行いました。裁判では、会社のメンタルヘルス担当者との相談内容が秘密録音されており、経営者に筒抜けになっていた事実も明らかになりました。会社側の悪質極まりない行為を許せません。

裁判で被告代理人からの相次ぐ理不尽な人格否定攻撃を受けました。「被害者が裁判の中でさらにハラスメントを受ける」という昨今のハラスメント裁判での会社側の常套手段をどうか許さないでください。そのためにも公正な判決を求める署名にご協力をお願ひいたします。

争議報告

国会議員公設秘書による 性暴力事件国賠訴訟 (民放労連)

岩崎 貞明



放送関連で働く人なら一人でも加入できる放送スタッフユニオンの組合員である報道記者が

「情報提供する」と国会議員公設秘書から飲食に誘われ、気がついたらホテルに連れ込まれて…という性加害を受けました。3年前の出来事でしたが、今年3月、東京地裁に国家賠償請求訴訟を起こしました。

組合員は警察に被害届を出し、警察の捜査の結果、この公設秘書を書類送検するところまで行きましたが、その後、秘書が自死したことから不起訴処分とされました。今回、この性暴力は公設秘書の職務権限に基づく行為だったということで、国に賠償責任を求めています。

これまでに二回の裁判が開かれています。被告の国側は「個人的な付き合い」の範疇で、職務権限に基づくものではなかったとして、全面的に争う姿勢を示しています。今回の裁判は12月7日午前11時に開始されます。

裁判支援のため、民放労連では「国会議員公設秘書による埼玉県報道記者への性暴力事件原告を支える会」を発足させました。会員と賛同団体、カンパを募集しています。また、これから開かれる裁判の傍聴支援も呼びかけています。ぜひご支援・ご協力をお願いいたします。

今日のまとめ

MIC事務局長
(全印総連)

柳澤 孝史



今日は16テーマ・19人から発言がありました。産別や単組からは、コロナ禍以後の体制や運営の大きな変化についての報告がありました。

やはり私たちの身近なところで、大変理不尽なことが起きています。経営者の横暴やハラスメントの横行であり、悪質な経営者が自ら非を認めない問題です。職場の中にもさまざまな理不尽な状況があることが報告されました。

5年ぶりに行われたセクハラアンケートの数字にも「前回から変わってきたこと」「全く変わっていないこと」「由々しき状況が残っていること」が分かりました。様々な報告の中でMICとして引き続き取り組まなければいけない課題が浮き彫りになりました。

JAL争議の訴えの中で、経験者の安易な解雇に対して「知識、技術、経験、チームワーク。ベテランを切り捨てて、職場の安全、公共交通の安全は守れない」という指摘がありました。

MICに集う労働組合の仲間には、労働組合、労働運動、職場の問題解決のベテランが集まっています。経験を積み重ねた力を発揮し、そして同じ思いを持つ仲間をもっと増やしなから、より良いメディア産業、文化芸術情報産業を働きやすいところに変えていかなければいけないと思います。改めてMICに集う労働組合の使命を考えさせられた討論でした。

総会宣言

私たちの働く場に人権はあるのか。この問いに「ある」と胸を張れる状態なのかと自問せざるを得ない事態が、私たちの身近な場で相次

いでいます。取材中に国会議員秘書から性暴力を受けた報道記者が今年3月、東京地裁に国家賠償請求訴訟を提起しました。MICの仲間が性暴力の被害に遭い、救済を司法に求める事態はこれまでもありました。

2018年にあった財務事務次官による記者へのセクシュアルハラスメント問題をきっかけに、MICはハラスメント根絶を活動の柱に掲げられています。今年5年ぶりにセクハラの実態を探るアンケートを実施しましたが、多くの人がつらい思いをしている実情は依然として深刻です。ハラスメントは人権侵害であることを、私たちは引き続き、訴えていきます。

MICに集う仲間の働く場は、新聞、出版、放送、印刷、映画、演劇、広告、音楽、情報と多岐にわたります。その多くに関わる人権問題として、ジャニーズ事務所による所属タレントへの性加害があります。この問題は、週刊誌報道をきっかけに古くから知られていましたが、私たちは自らの経済的利益を優先し、黙殺を続けてきたことで加担していたのではないのでしょうか。

そのため、この問題が社会的関心事となったのは、海外放送局の番組や週刊誌で被害者の告白が相次ぎ、国連人権理事会の作業部会が「ビジネスと人権」の観点から改善を求める事態に発展してからでした。

「見て見ぬふり」が被害を広げ、人権侵害をより深刻なものにする構図は、MICがこれまで取り組んできたハラスメント事案と同じです。同理事会の作業部会は、ジャニーズ問題に加え、報道現場のセクハラやアニメ業界労働者の経済的搾取など、メディア・エンターテインメント業界の人権問題への対応を求めています。

人権が脅かされる土壌を変える責任は、経営層だけでなく、働く私たちにもあります。労働者の権利が侵害される事態に立ち上がる争議は今も絶えません。あらゆる争議の解決に取り組んできたMICの経験を生かし、人が生まれながらにして有する基本的人権を大切にす機運を私たちの働く場を起点に広げていきます。

2022年2月のロシアによるウクライナ侵攻から始まった戦争は長期化しています。人々の幸せと生命、財産を無差別に奪う戦争は、最悪の人権侵害です。世界最大の核兵器保有国であるロシアによる核の脅しは、力には力で対抗する核抑止力の思考を強化しています。

それは「暴力の連鎖」です。大国によるものであろうと、一個人によるものであろうと、その本質に違いがあるのでしょうか。私たちは負の連鎖を断ち切らねばなりません。

日本は、戦争で唯一、核兵器を使用された当事国です。戦後の労働運動は、戦争の負の記憶からスタートしています。とりわけマスメディアの労働運動は、戦意をあり、大本营発表をそのまま伝え、権力による発行前検閲や発行禁止処分を受け入れた戦中の反省に立脚しています。

MICが求め続けてきた平和と民主主義の実現の土台には、人権があります。よりよい社会を実現する出発点として、身近な人権侵害を許さない取り組みに力を入れます。

2023年9月30日
日本マスコミ文化情報労組会議
第62回定期総会

すべてのMIC争議を勝利させる決議

争議支援は労働組合の活動の一部であり、労働者の権利を守るために欠くことができない活動である。争議は交渉の力学において労働者側に、新たな交渉力をもたらす要因ともなる。しかし、いまや労働組合の組織率は20%を大きく下回り、労働者が自らの雇用や権利を守るために労働委員会や裁判所で争うことさえ困難になっている。そんな時、たとえ少数でも労組に入り、声を上げ、労働者の権利向上や労働条件の改善を求めて闘っていくことが、さらに求められている。

今期は、新聞労連：神奈川新聞スラップ訴訟、東京新聞「鍊成費」闘争、日経CNBC賃金減額訴訟、埼玉新聞残業代不払い請求訴訟、全印総連：(株)コード争議、民放労連：北ドイツ放送東アジア支局スタッフ事件、よみうりテレビサービス事件、国会議員公設秘書による報道記者への性暴力事件国賠訴訟、出版労連：桐原書店争議、二玄社争議、映演共闘：ワーナー・ブラザース争議、電算労：TW争議（PUC分会からTW分会に変更）などの闘いがあり、日経CNBC賃金減額訴訟（新聞労連）、北ドイツ放送東アジア支局スタッフ事件（民放労連）の2つの争議を解決することができた。

しかし、神奈川新聞スラップ訴訟など名誉毀損損害賠償裁判を利用した言論を抑圧しようとする訴訟が続いている。これらの訴訟と闘う当該を支援するのは言論・表現・出版の自由と働く者の権利を守るのはMICの大切な責務である。

二玄社争議などの「ワンマン経営」との闘いも「労使対立」に加え、「経営不在」という困難な課題に直面している。また、企業再編にともなう争議では長期化が目立ち、なかなか解決の糸口が見えない。

しかし、闘って無駄な闘いはない。MICは引き続き、これらの争議を解決するまで支援を強め、私たちの先達から受け継いできた「争議を解決する力」を、私たちはさらに磨きながら、将来へと引き継いでいきたい。

MICに結集する9単産は、MIC内の争議はもちろん、協力・共闘関係にあるすべての闘う地域の仲間の争議を支援する。争議の早期解決と誰もが安心して働ける明日にむけて、創意工夫を重ねながら、運動を進めていこう。

以上、決議する。

2023年9月30日

日本マスコミ文化情報労組会議
第62回定期総会

特別決議

「人々の命を守るために言論・表現の自由を確保しよう」

関東地方で10万人を超える犠牲者を出した関東大震災から、今年で100年を迎えた。このとき、未曾有の混乱の中で、デマや流言飛語を信

じ込んだ日本人によって、多くの朝鮮人たちが虐殺された。その人数は、内閣府の中央防災会議の報告書が引用した歴史学者の研究によると、6000人を超えるともいわれる。

官民一体となったフェイクニュースの拡散に対して、当時のマスメディアだった東京都下の新聞は社屋が震災で壊滅的打撃を受けるなかで、人々に正しい情報を届けることができなかった。誤った情報が人の命を奪うことにつながるという悲劇を繰り返さないよう、私たちは歴史の真実を直視しなければならない。そして、多くの人々に、迅速に真実を伝えることができるマスメディアの存在価値を、改めて認識したい。

一方で、そのようなマスメディア・ジャーナリストの表現の自由を抑圧しようとする事態が後を絶たない。街頭演説を聴いて発した記者の批判の言葉が名誉毀損にあたり損害賠償責任を負うという判決が今年1月、横浜地裁川崎支部で下された。取材活動や市民の発言を委縮させかねない司法判断だ。

放送番組の「政治的公平」について、放送事業者が放送する番組全体で判断するという長年の原則を踏み越え、「一つの番組のみでも極端な場合は政治的公平性を認めない」とする放送法の解釈変更を、安倍政権当時の首相官邸が総務省を恫喝するように迫っていたことも、行政文書によって明らかになった。

馳浩・石川県知事は、地域のテレビ局・石川テレビが制作したドキュメンタリー映画『裸のムラ』に、知事自身や県職員の映像が許可なく使用されたことを問題視して、地元記者クラブとの定例記者会見を拒否する状態が続いている。長崎市原爆資料館では、右翼団体の圧力によって戦時中のアジア諸国への加害の歴史を示す展示内容が変更されようとしている。

このように表現の自由を制約しようとするさまざまな動きに対して、MICは機敏に声明を発するなどして社会に訴え、警鐘を鳴らしてきた。いま、飛躍的に軍事費を増大させ「いつでも戦争のできる国」に変貌しようとしている日本で、これまで以上に表現の自由が奪われるようなことになれば、政府の宣伝ばかりが幅を利かせ、多様な視点や批判が影をひそめ、その結果、いつのまにか武力攻撃が始まり、罪のない多くの人々の命が失われることになりかねないという危機感があるからだ。

メディア・情報・文化・芸術に職務として携わる私たちにとって、表現の自由は欠くことのできないもっとも重要なよりどころであることは、何度でも強調したい。私たちは、心ある市民と幅広く連帯して、取材・報道の自由、言論・表現の自由を守るために、これからもあらゆる努力を続けていくことを誓う。

2023年9月30日

日本マスコミ文化情報労組会議
第62回定期総会